

第 1498 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 5 年 9 月 7 日 木曜日
開会 9 時 00 分 閉会 11 時 00 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 3 研修室

3 出席者 教育長	稻田 新吾
委員	奥野 史子
委員	笹岡 隆甫
委員	野口 範子
委員	松山 大耕
委員	石井 英真 (オンライン出席)

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0 名

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1497 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 6 件、報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 3 件、報告 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 3 件、報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 14 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

議第 15 号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

議第 16 号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 安村 総務課長)

本議案は、会計年度任用職員の初任給基準の改定とその他規程整備に関する内容についてである。

京都府の最低賃金額について、令和 5 年 10 月 6 日以降、968 円から 1,008 円に引上げられることが予定されているところであるが、この水準に達しない一部の会計年度任用職員に対する給与額を、最低賃金以上に引き上げるためのものである。この引上げにより、今年の 10 月 1 日から月額が約 1,000 円程度増額されることとなる。

なお、本来、会計年度任用職員の給与については、任期途中の 10 月頃に実施される最低賃金の引上げ額を見込んだ額を設定しているところである。

実際に今年の最低賃金の引き上げを見据えて、今年の 4 月 1 日からの給与を引き上げたところであるが、最低賃金の引き上げ額が予想を超えた引上げとなつたため、市長部局の取扱いに準じ、例外的な対応として令和 5 年 10 月 1 日から引き上げることとする。

その他規程整備の内容については、京都市敬老乗車証条例の一部改正に伴う規定整備となる。引用する条項の修正や、新設される敬老バス回数券の取扱いを定めるものである。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 初任給基準の見直しにより影響を受ける職員数は。

【事務局】 事務局勤務の職員については、18 名、学校幼稚園に勤務する職員については、約 150 名が今回の引上げの対象となる。

(議決)

教育長が、「議第 14 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、「議第 15 号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、「議第 16 号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案 3 件、報告 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及び他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

9 月 5 日 インフルエンザによる学級閉鎖

9 月 6 日 文教はぐくみ委員会（実地視察）

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長